

# 船員法を改正する法律案特別委員會會議事速記録第二號

付託議案  
○船員法を改正する法律案

昭和二十二年三月二十四日(月曜日)  
午前十時二十一分開會

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは船員法を改正する法律案の委員會を前に引續きまして開會致します

○初木嘉郎君 昨日の本會議に於て大臣から運賃會の問題の御話がありましたが、運賃會の問題は前平塚大臣も屢々機會ある毎に一日も早く廢止又は改組して、本來の船主事業に還して、日本海運再建の爲に努力すると云ふやうな御話が屢々ありましたが、事實は今日迄何等のことも實行に至らず、さうして明年度の豫算に於ても十二億と云ふ龐大なる計數が計上してあります。大臣は此の點に付て果して何時頃になつたらそれを改組若しくは廢止なさる御見込であるか、其の點を一つ御伺ひ致したいのであります、それに關聯致しまして、此の問題が議題に上る度に御當局に於ては成るべく早く、それは廢止又は改組したいが、關係方面の交渉がなから、面倒である云ふ御話を始終承りますが、關係方面の交渉はどう云ふ風になつて居りますか、それを承りたいと思ひます

○國務大臣(増田甲子七君) 初木さんの御質疑に御答へ申し上げます、船舶運賃會は戦時中はあの姿で宜かつたのであります、戦後に於ては理想と致しましては當然解消して、民營態勢に變はるべきものと私は確信して居ります、又運輸當局に於きましては其の方

向に進んで居ります、處が戦後に於きましては御承知の通り、百トン以上の船は進駐軍の管理下に置かれる、此の管理の實施事務を船舶運賃會が行ふ、併し其の性質は昔の船舶運賃會と假令同じ法規の下にやつて居る團體でありまして、私は違ふものと思ひます、聯合軍の管理の行政を實施する機關である、さう云ふやうな意味から聯合軍の管理が續く間は、主義原則と致しましては當然終戦翌日から民營態勢に變はるべきものと思ひます、又さう云ふ風に關係筋とも話して居りますが、矢張聯合軍の管理事務が存続する間は、何等かの形態に於て此の管理を實施する機關が要ると云ふ風に向ふも見て居るのであります、是も已むを得ないのぢやないかと思ひます、唯段々民營態勢に戻すやうに、船舶運賃會自身之を直ぐ致さなければならぬ爲にも改組して行きたい、是は六七月頃迄には相當程度の改組を致したいと思ひます、尙民營態勢に移すに付て進駐軍とどう云ふ交渉をして居るか云ふ具體的なことに付ては申上げられませぬが、第一に民營の主義原則を認めて貰ふこと、第二には其の主義原則を認めて貰つたならば、出来るだけ早く其の主義原則を具體的に實現する、其の具現化、此の二つのことを目的として進んで居ります、此の第一の主義原則が民營態勢に戻すべきものであると云ふことは、段々進駐軍當局も御認容になつて居るのであります、第二の點は是は具體的問題でありまして時間も要します

し、技術の問題もあるし、事務的問題もありますから、はつきり御答へ申し兼ねますが、段々さう云ふ方面に移りつゝあると云ふことは申上げられると思ひます

○山地土佐太郎君 少し少病氣で休まして、昨日の本會議の大臣の御答辯を伺つて居りませぬが、此の民主化を標榜して諸般の施設が行はれて居りますから、船員に對しても出来るだけの優遇、地位の向上を認めることは當然のことでありませぬ、戦後はさうして貿易を向上して物資を輸出しようとして、さうして不足物資を輸入しなければならぬ、其の物資を輸出するに付ての一番コストの土臺になるものは、船舶の問題になるのであります、此の船員法を讀んで見ますと、一足飛に斯う云ふ風な待遇を改善すると、自然運賃を高くしなければならぬ、或は儲けを高くしなければならぬ、従つて船料を高くしなければならぬ、従つて貿易のコストを高くしなければならぬと云ふ、此の兩方の、我が國が再建途上にあると云ふ問題と兩方睨み合せて、外國の状況なんかと又對照して、どうも今回御提出の船員法案は、少し行過ぎて居りはしないかと云ふやうな感じも致すのであります、それに付て大臣の御意見を承りたいと思ひます

○國務大臣(増田甲子七君) 山地さんの御質疑に御答へ致します、御意見の通り今度の海上労働者に對する勤務條件は、相當手厚い保護を加へると云ふことに相成つて居りますが、本會議に於ても田島さん板谷さんの御質疑に對

して御答へ致しました通り、從來と雖實質的には是だけの勤務條件の改善を致して居ります、今度法規化をすると云ふことに相成つただけでありまして、而も御承知の如く戦前に於きましても一年繼續して勤務に服した者に對しては、郵船會社等は繼續二十日間の有給休暇を認めて居ります、又本法案を作るに當りましては、船員法令改正審議會を設けまして、屢々總會なり或は小委員會なり或は現地に於ける公徳會等開きまして、其の間御話の如く違つた見解なきにしもあらずであつたのでございませぬ、當局と致しましては各方面の意見を綜合致しまして、大體に於て此の程度の勤務條件の改善を圖り、さうして喜び勇んで勤務に従事する、又一面諸外國等からもチープ・レーバーであるとかソシアル・デンピングであるとか云ふやうな非難を受けないうで、さうして喜び勇んで勞資協調の下、船長の下、全員一體となり或は資本家、労働者一體となつて海運の挽回に是れ努めたならば宜しからう、斯う云ふ信念の下に本法案を提案致した次第でございませぬから、もう矢張りやるものは或程度やりまして、喜んで働かせること云ふことが陸上労働に於ても海上労働に於ても一番宜いんぢやないかと云ふ考からやつたのでございませぬ、併し御説の如く相當手厚い保護になつて居る點はございませぬから、海運の産業として立つて行くものと思ひます、其の他の方面に付ては政府でも出来るだけ考慮は致す積りでござい

ます、左様御了承願ひます

○田島正雄君 只今山地さんの御尋の事柄とも關聯することでありませぬが、要するに今度の船員法改正に依つて船主の負擔がどの程度に加重するか、或はそれが海運産業の存立に對し或は其の復興に對しどれだけ影響するか、是はまあ相當むづかしい問題だと思ひます、處が是は今山地さんの言はれたやうに、戦時中から船舶の運航と云ふものは船舶運賃會の手に移り、従つて船主と云ふものは昔の自から採算を取つ

たが、郵船會社の如き大きい今迄の大資本を持ち、さうして戦前と戦後と云ふものは非常に日本の海運だけぢやありません、總てが非常に違つて居ります、戦前の郵船會社あたりの隆隆たる、まあちよつと卑近な例で言ひましても、株に喩へて見ましても五十圓株が二百圓近くするやうな隆々たる時と、今日五十圓の株がもう二十圓しかせぬと云ふやうな時と、是は餘程違ひますから、さう云ふ點が爲政者としても餘程考へなければいかぬと思ひます、それから今度の船員法は大分小さい船も入つて居るやうでございませぬから、小海運業者と言ひますか、さう云ふものに付ては非常な影響があることと云ふことは、餘程是は慎重に取扱はねばならぬと云ふ考で居ります、追々是から一つ尙他の機會に御尋も致しませぬ、大體もう一應それだけのことを申上げて置きます

て運航して居つた時代とは非常に違つた状態に置かれて數年を閑して居る、又現狀に於ても先刻大臣からも仰せの通りに、此の状態を元に戻すことは理想であるが、ちよつと急にはいかぬ、そこで詰り、是は私見であります、竊かに憂ふる所は、海運産業と云ふものが例へば相當の時間が掛るにして、將來或時期には是は完全に元の自主的企業と云ふものに復活するに非ずんば、本當に日本の海運の再建と云ふものは出来ない、茲に目標を置いて考へますと、現狀に於て例へば此の船員法の改正に依つて、此の程度のことば忍び得ると言ふか、或は言葉が悪いかも知れませぬが、一時誤魔化せる、併しそれは將來或時期に、船主が本當に自主的な運営をする時になつて見たならば、背負ひ切れないと云ふやうなことになるのではなからうかと云ふことを懸念する譯であります、もつと端的に申しますと、現狀に於てはまあ運営會と云ふものがあつて、謂はゞ國家の負擔に於て仕事を居る、従つて若干負擔は重くあつてもまあ眼をつぶつて居れば事は済む、それが若し運営會と云ふものがなくて、各船會社がそれぞれ昔のやうに自らの危険と採算を以て營業して居つたとすれば、恐らく今日此の船員法の改正を見る迄もなく、今日敗戦後の船員の救済の問題にして、到底立行かぬと云ふ状態に打突かつて居つたのではないか、それがさう云ふ状態に至らずに済んだのは、運営會と云ふ一つの温室の中に入つて居つたからで済んだのだと斯う云ふ風に考へます、従つて今御話のあつたやうな例へば國際海上労働條約との比較の問題に付きまして、大臣の仰しやる

通りに、郵船會社の如き大會社は從來に於ても一年勤続の優秀船員に對して二十日の休暇を與へて居つたぢやないか、正にそれは事實でありませうが、併し郵船會社と雖も現狀に於て、而も其の郵船會社が自營をして居つたならば到底其の餘裕がないのぢやないかと云ふ風に考へられます、それからもう一つは多數の船主全體のことを考へました時に、郵船會社の如き最高級の最も基礎の強い會社を標準にして、其の會社がやつて居つたことであり、或は船會社であるならば立てることであつても、それが多數の船會社全部に對して其の通りには行かぬと云ふことを考へなければならぬと斯様に思ふのであります、それからもう一つは昨日私は本會議で御尋ね致しました時に、海上労働條約の比較の一つの例として、有給休暇の問題を御尋ねしたのであります、もう一つあれよりもつと重大なる問題だと思はれますのは、此の法案の七十一條にあります、六十乃至七十條の労働時間に關する規定の除外規定なんでありまして、是が此の案に於ては、一、二、三項があつて、「沿海區域又は平水區域を航行區域とする總トン數千トン未満の船舶」或は「帆船」、「漁船」と斯うなつて居りますが、是は國際労働條約の基準規定である、例へば國際航海に従事しない船舶を除外すると云ふやうな規定に比べて著しく違ふのであります、此の點の如きも餘程慎重に考へられなければならぬのでないかと思ふのであります、要するに大臣の御意見も海運と云ふものの現在の姿は、其の本來のあるべき姿ではないのである、是は戦時中以來引續き又敗戦後の今日聯合國の管理下にあるが

故に、已むを得ず斯くの如き状態が存して居るのであつて、是は成るべく速かに船主の自營に戻す、本來の姿に還るべきであると云ふことを御認になつて居る大臣の理想、又我々の考もそれに全く一致して居るのであります、それを目標として此の場合に此の船員法に依つて、果してそれが支障なく行かどうか、此の點に深く念ひを致さなければならぬと思ふのであります、現に或船主に聴きますと、逆も有給休暇の問題に付ても、今は是でも済むかも知れぬ、併し愈々それの船主に船員を以てやつて行くと云ふ時に、是でやられては逆も堪らぬと云ふことを、相當の大船主が漏らして居ると云ふこともありまして、之に付て當局に於てはどう云ふ風に御考になつて居りますか、先づ此の點を御尋ねたい

○國務大臣(増田甲子七君) 田島さんの御質問に御答へ申上げます、將來民營に復歸した場合に、現在は船舶運營會に相當の政府の補助金が行つて居るから間に合ふけれども、將來若し損害が相變らず生じて居ると云ふことがあつたならばどうするか、斯う云ふ御話でございますが、今回の船員法の改正に依りましては、さしたる何と言ひますか、影響はないと云ふ風に我々は考へて居るのであります、其の細かい數字に付きましては、後刻政府委員をして答辯申上げさせますが、大體さう云ふ風に考へて居ります、併しながら我々の考と萬一違ひまして、赤字續出であると云ふ民營としては逆も立つて行かない、運賃改正しても何をしても立つならば、恐らくあるまいと云ふ見解の下に船員労働の勤務條件の改善を圖つて居るのでございませうけれども、さう云ふことがあると分つた時に國庫が全然無關心である云ふことは、私は出來ないと思ひます、其の場合には何とか考慮しなければならぬ、併し恐らくあるまいと云ふ見解の下に、今回は是位な船員労働の勤務條件の改善をしたら宜からうと云ふ見解の下に提案を申上げた次第であります、大體さう云ふやうな考の下でございませうから、細かい數字に付きましての見込等は政府委員をして御答辯申上げさせます

○田島正雄君 其の御説明を承る前にちよつとも一言申上げたのであります、宜しうございませう

○委員長(伯爵後藤一藏君) 宜しうございませう

○田島正雄君 只今の大臣の御話に依りますと、結局此の問題に付ての見解の相違と申しますか、見込の違ひと云ふことになると思ひますが、それに付ては又詳細な御説明を承ること致しまして、それを別として、大體法律に於てものを決める時は、餘り何と申しますか、細かく具體的なことを一々決めてしまふと云ふことは、後に付て非常に窮屈なことになるのではないかと、最近の立法を見て居りますと、昔と違つて、昔の例へば施行規則かなんか、命令に依つて決められますやうな事柄も皆一々此の法律で事細かに決められると云ふ最近の傾向になつて居ります、是は殊に船員の問題に關して、労働者の労働時間或は休息に付ての事柄を法律を以て規定すると云ふことを憲法で決めた以上、是は已むを得ない、従つて此處で議論しても始まらぬのであります、それである故に、其の法律で決めて置くことは、合理的な限度に於て最小限度にして置く、さうして將來其處に弾力性を持たすと云ふことが適切ではないかと、斯様に私は思ふのであります、之を具體的な例で申せば、例へば此の有給休暇の問題にしまして、國際條約に於ては十二日、然らば其の十二日と云ふものをそれより下にするると云ふことは不可能でございませうが、其の條約基準其の儘のものを取敢ず法律で決めて置く、それは併し最小限度の決めであつて、それを低下することはそれに依つて防げる、併し將來どうしても其の十二日では收まらぬ、或は又海運産業が復興して来てそれ以上にやり得る、先刻御話のあつた戦前の郵船會社のやうな會社が將來出來て来たならば、それは法律では十二日にして居つても、二十五日にしようがそれは自由だと、私は法律で決めたからと云つて絶対にそれ以上にしていかないものとは考へないのです、寧ろ法律に於ては最小限度を決めて置いたら宜いぢやないか、斯様に思ふのであります、此の點も併せて御意見を伺ひたい

○國務大臣(増田甲子七君) 今度の憲法に依りまして、労働條件の基準に關することは法律を以て定めると云ふことに相成つて居ります、従つて例へば御説の如く、國際労働條約が十二日であるから、二十五日になると云ふことは別と致しまして、本法案の如く一應二十五日と云ふ提案を致します場合に、最低基準たる國際労働條約を一應擧げて置いて、さうして後は勅令に任せると云つたやうなことは、矢張り新憲法

の精神から言つてどうか、矢張り是は最低のスタンダードを決めると云ふやうなことは一應法律にする、施行方面の細則は、是は勅令以下省令等に任せると云ふことに致した譯でございませぬ、唯二十五日と云ふのが妥當であるか不安當であるかと云ふ問題は、是は残りませんが、矢張り是は妥當であると云ふやうに一應の結論を得まして、規定する場合には是は法律で規定した方が宜いのではないかと、斯う感じた次第であります

○板谷順助君 國際労働條約は十二日以上になつて居ります、以上であります

○田島正雄君 それでは詳しい御説明を参考に承ることが出来れば結構だと思ひます

○政府委員(有田喜一君) 今回の船員法改正に依つてどの程度に海運經營に影響を及ぼすかと云ふ御尋でございませぬが、今回の改正に依りまして影響を及ぼす主なるフアクターを拾つて見ますると、定員増加に因るもの、それから有給休暇の關係で豫備員が増える、其の豫備員の給與と、有給休暇中の食費とそれから強ひて言へばオーバータイムの給與、斯様なフアクターが考へられる譯であります、それを比較する場合には、戰艦船に付て言ひますれば、是はまあ殆ど影響ない、殊に戰艦標準船に付て言ひますれば、附則に依りまして、労働委員會に於きまして指定したものに付ては、此の労働時間、定員と云ふものは適用しないと云ふことも出来る譯であります、是は殆ど問題ない、又現在運賃會がやつて居る點と比較しますると、今回の改正は運賃會の致して居る現状と殆ど變りありません

ので、是亦殆ど影響ない、それで戰前の自營の場合と今回の改正に依る場合、斯う云ふ最も極端な場合を比較しますと、而も自營の場合と申しまして、豫備員を全然持たない、斯う云ふ會社を想定しまして比較して行きますといふと、次のやうな數が出る譯であります、併し此の自營の場合も、船の多い少いに依りまして、豫備員の數が違つて來まして、假に八ハイ持つて居る場合、それから二十四ハイ持つて居る場合、斯う云ふ二つの場合を假定致しますと、さうして千トン以下の場合を彈いて見ますと云ふと、全體の運賃原價に對する増加率は四分四厘と、斯う云ふ數字が出ます、二十四ハイ持つて居る場合には四分二厘と、それから二千トン乃至三千トンの場合の比較を見ますと、八ハイでは二分五厘、二十四ハイの場合では二分二厘、斯う云ふ數字が出て來ます、豫備員を全然持つて居ない場合の自營の場合と云ふのですから、例へば條約に依る所の十二日と云ふ數字を取つて見ますと、是亦今申上げました數字は半減するのであります、定員の如きは、僅か機關部の人間が一人殖えると云ふ程度でありまして、殆ど影響する所は少い、能く業界に於て非常な大きな影響があると云ふことを流布されて居りますが、恐らく私の想像では此の原案が最初出來た八九月頃の状況から色々流布されて居るのではなからうかと思ひます、其の後何回も審議を致しまして、使用者側の意見も労働者側の意見も聴きまして、何回となく小委員會で審議を重ねて居る間に、段々と修正されて行つて、此の原案に落ち著いたのでありまして、定員の如きは、最初の案では相

當多くなつて居りましたが、殆ど影響のないやうに原案で出來て居ります、それから二十五日の有給休暇、是は多いと云ふことでありますが、是も大臣の言はれますやうに、戰前では二十日の有給休暇を與へた會社も相當あつた、のみならず現在運賃會では二十五日の有給休暇を與へて居ります、又陸上との關係を見ますと、御承知の通り陸上の労働者には週休日と云ふものが與へられて居る譯であります、海上の労働者には原則として週休日はなく、一週五十六時間の勤務をやつて居ります、さうして見ますと、どうしても陸上は一年に大雑把に見て五十日の週休日がある譯であります、海上労働者にはそれが無い、さうしますと碇泊中の休暇がありますので、其の半分と見まして、二十五日の有給休暇を與へると云ふことは、労働法の見地から申しまして、海陸の均衡から見まして、是亦當然のことではなからうかと思はれる、而も其の影響と云ふのは、先程申しましたやうに極めて影響が少いのでありますから、一つ其の邊の所も能く考慮下さいまして、御賛成下されば非常仕合せに存する次第であります

○田島正雄君 只今の長官の御説明の何分何厘と云ふ數字は、運賃率に對して仰しやつたのですか

○政府委員(有田喜一君) 現在の運賃原價に對して……

○田島正雄君 運賃原價に對して……それは大分混み入つたもので分らなかつたのですが、船舶運賃會の現状に於ての御計算ですか

○政府委員(有田喜一君) 船員の給與とか左様なものは、船舶運賃會の現在與へて居る給與を標準としました、唯有

給休暇とか定員と云ふものは、戰前の自營の場合、もう少し細かく言ひますれば、戰前普通の會社の持つて居る例へば定員で言ひますと、昭和十六年の六月の末のレンプロ貨物船を取りましてさうして比較した譯であります

○田島正雄君 只今の御説明は非常に細かい數字でありますので、必要に依りましては、書いたものを拜見して能く検査する機会を御與へ願ひたいと思ひますので、今の數字に對する是非の批判は差控へます、唯諄いやうであります、今長官の御話の中に觸れられたのでありますが、例へば有給休暇の問題の如き、現に船舶運賃會では既にやつて居るのだ、斯う云ふ御話ですが、私はそれが將來を考へます場合に心配だ、何故かと云ふと、今から言つて船員に對する給料にして、或はさう云ふ有給休暇にしても、要するに船舶所有者、船主としての蒙る負擔と云ふことに付て、言葉は甚だ悪いかも知れませぬが、關心の薄い性格をそれ自身が持つて居る、是は船舶運賃會を非難する意味ではありませぬが、左様な性格を持つて居ると云ふ事實を忘れてはならない、又それであるが故に、現に毎年十何億と云ふ國費が船舶運賃會に注ぎ込まれて居る、でありますから、將來自營の場合に於ては、運賃會の時代に宜かつたから、それが自營の場合も宜いと云ふことは言へぬと云ふことを先刻申上げたのであります、そこで大臣の言はれたやうに、さう云ふ場合に於て、どうしても立ち行かぬ、或は當局が御考になつて居るやうな、自營になつて船主が丸潰れだと云ふことになつた時には、國家

として放つて置けぬと仰しやるが、其の放つて置けぬと云ふ意味は、現在運賃會に對して十何億の金を出して居るやうな、其の金を自營になつた場合にも政府が出すと云ふことをはつきり仰しやらぬ限りは、私は非常な危険なことになるのぢやないかと云ふことを懸念致しますので、まあ是以上同じ問題に付て御尋を繰返しても同じことであるから、此の問題は一應私は打切り

○板谷順助君 此の本案を御提出になつて、使用者側と能く折衝したと云ふことを屢々繰返しておいでになります、是は大臣新しいから、其の當時の事情は能く御分りならぬでせうが、有田長官は御承知と思ふ、臨時船員の審議會に於ても、或は又公聽會に於ても、經營者側が極力反對した、若し此の法案を通せば、到底船舶は成立たぬ、御承知の通り、今殆ど全滅に近いやうな状態にある、是は寧ろ再建を妨げると云ふやうに極論したと云ふことを私は承つた、是は又聞きでありますけれども、だからして此の法案と云ふものは、經營者側と船員側との間の協調と云ふものが十分出來て居らぬ、私は斯う見て居るのですが、それはどうですか

○政府委員(有田喜一君) 其の問題に付て言ひますれば、労働者側を代表する委員、船主側を代表する委員並に學識経験者、其の他、中立、斯う云ふ三者が入られて委員會が開かれた次第であります、尤も最初は労働者側及び使用者側の意見が随分割立致しました、何回も會議を重ねて居る間に、最後に残つた點は、私の記憶が間違ひなかりせば、有給休暇の點と、労働時間及び定

員の適用範囲の問題でなかつたかと思ふのであります、其の問題に付きましては、最後迄勞資雙方の間に意見が一致しなかつた、が併し中立側が最も公平にそれを裁かれました、さうして此の原案に落ち著いたのであります、併し其の間に於きましては勞働者側も、隨分此の案に付きまして、もつと勞働保護を圖るべきである、斯う云ふ主張が強かつたのであります、例へて申しますならば、事務部の勞働時間の如きは十二時間の休息と云ふことになつて居りますが、左様なことは困る、八時間やたらどうか、或は有給休暇の如きは二箇月と云ふことを勞働者側は主張したのであります、それをそんなにやる必要はないと云ふので、二十五日と云ふやうな所に中立側の委員も裁定を下し、最後に我々も陸上勞働者との均衡も考へ、此の二十五日と云ふことを採用したのであります、委員會として、要するに勞資で多少對立した點がありますが、併し中立側で海運界に相當経験の深い方も多いのでありまして、其の採決に依りまして、要するに多數決で採用された、私共としては勞働者側の言ひ分を抑へた點も一方にあり、又使用者側の言ひ分を抑へた點も一方にありますが、此の邊の所が最も妥當に思はれる、斯様な見解を持つて居る次第であります

る、現にアメリカに於てオーバー・タイムの問題に付て、非常に船舶の能率が上らぬと云ふので惱んで居る、それを國際勞働條約以上に決めると云ふことは、我が國現在の殆ど全滅に近い所の海運復興には、私は無理だと思ふのです、だから若し法律を以て決めると云ふならば、十二日以上であります、或は其の當時の情勢に依つて十五日になる、二十日になると云ふことは一向差支ないですけれども、それから船は一箇年に御承知の通り定期検査と云ふものが必ず一回ある、其の時分には或は十五日になるか、二十日になるか、或程度迄矢張りそこに休暇と云ふものがあるのです、だからして之を無理に法律で以て決めて、さうして又船員は出来るだけ保護して樂な方法を探らせると云ふことも宜いかも知れませぬけれども、私は却て之が爲に寧ろ船員を、何と言ふか、懦弱にするに云ふ程度でないかも知れぬが、能率の低下の原因に私はなるのぢやないかと思ふ、だから是は餘程御考を願つて、さうして現在新造船をすることをしましても、殆ど二十萬圓も三十萬圓も掛かる、誰も今の状態では造れほしくない、船主に所謂將來船舶に對する所の意欲を感ならしめると云ふことに付て、矢張り當局も御考になる、又船員のことを考へることも必要であるが、私が昨日も申上げましたやうに、現在の處では船が貨物に従事して居るものは食糧或は石炭、四十五萬トンの前後です、こんなことで、殊に戦時型で以て能率は上らない、場合に依つては經營者も勞働者も一體となつて、夜揚げ荷造やらなければ追ひ付かない現在状態である、だから私は是は日本の國內の秩序が立

ち、或は或程度經濟界が回復をした其の後に御出しになつても遅くはないのぢやないか、此の場合一先づ之を撤回して貰ひたいと云ふことを申上げたのであります、さう御急ぎになる必要が御座いますか、或はそれは政府として原案を出したのだから、面目に掛けても成るべく通したいと云ふ御意向であります、けれども是では私は船の再建は出来ぬと思ふ、決して經營者側の立場からのみ言ふのではない、結局勞資共倒れと云ふやうな運命になりはしないかと云ふことを私は非常に心配して居るのです、

云ふ時に、氣を悪くさせないで、陸上勞働と均衡の取れた勞働條件を與へまゝにして、一生懸命勞資一體船長船員一體となつて、海運界の復興に努めることが必要であると、斯う感じて提案したのであります、特別急ぐか急がないかと云ふ御質問でございますが、私は海運の再建の爲には、矢張り急ぐと云ふ風に由上げたのでございませぬ、其の他或は、委員長、速記を止めて下さい

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を止めて……

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を始めて……

○國務大臣(増田甲子七君) 板谷さんの御意見傾聴致しました、本會議に於きましては私御答申申し上げましたのであります、相當手厚い保護に相成つて居りますが、併し矢張り陸上勞働との權衡平仄が取れるやうにと云ふことも考へて譯でございませぬ、陸上勞働に比べまして、海上勞働は一週間の勞働時間には全體は長くなります、そこへ持つて来て、家郷を離れ、家庭を放棄して一年間も繼續勤務を致すと云ふ者に、二十五日位の家賃生活を持たせると云ふことは、矢張り心氣を新たにしないで、勞働能率を上げる所以であると私は考へて居ります、さうすると勞働者を情弱ならしめると云ふ風には考へませぬので、矢張り氣を宜くしてさうして働かせる、而も板谷さん御承知の通り、我が國海上勞働の、勞働運動の傾向と云ふものは、私の見る所では漸次健全合法の線で動きつゝあります、非常な反省の色も濃くあります、私は海上勞働運動と云ふものは健全であると云ふ風に感じて居ります、さう云ふ折角健全合法の線で海上勞働運動を展開しよう

宜いけれども、客物が一體出来ぬか、船が此の儘で以て再建が一體出来るかと考へます、私は今の状態だと云ふと、經營者が船を造ると云ふ考へは恐らくあるまいと思ふ、一ト二萬圓も三萬圓も掛けて、さうして現在勞働問題がやかましい、さあ有らゆる物價は高い、是では私は輸送は出来ぬと思ふ、現に船員の此の間の争議の問題は、私昨日も申上げましたやうに中勞委の仲裁案に依つても六億圓の金を何とか支出しなければならぬ、一體此の用意が御座いますか、或は政府で之を承認しますか、それから此の法案を政府が適用することになれば、私は数字は分らないが、勿論船の大小に依るけれども、二割から六割位經費が膨脹する、其の經費は何も船員の手に入る譯ぢやない、船員の懐に入る譯ぢやない、要するに現状に於ては運賃が負擔しなければならぬ、運賃が負擔するに云ふことは、要するに政府が補助を出す、それは國民の負擔になるのである、それは一體計算に御入れになつて御考になつて居るか、之を一つ伺ひたい

○政府委員(有田喜一君) 私が運賃原價に及ぶ影響が尠いと田島委員に申しましたのは、本船員法の改正の結果及ぶ影響が尠いと申したのであります、現在運賃の經營上に多々缺點があることは能く承知して居ります、併し之を民營に移しても、私は先程大臣が申しました如く、勞働者として保護すべき者は保護し、さうして勞資一體になつて運賃率を擧げる體制が、より良く日本海運を再建する所以ぢやなからうかと斯様に考へて居る次第であります、此の船員法改正で勞働條件は好くなりますが、其の好くなる

結果、其の運賃原價に及ぶ影響は先程申します如く、非常に極端な場合を採りまして四分程度に過ぎない、況してや普通の場合を申しますと二分何厘と云ふやうな程度でありまして、斯く海運の再建が此の爲に程東ないと云ふやうな、左様な大きな影響でないこと云ふことを申したのであります、それから尙も一つ日本の將來海運再建の爲に國際海運として乗出す場合を考へます時に、私は今日圖で換算しますと云ふと、船員給與と云ふものは非常に上つたやうに一應考へますが、一度爲替相場と云ふことに思ひを致す時、殆ど問題がないものぢやないか、斯様に考へるのであります、今の法律に依りまして、船員に食糧を與ふべき義務や船主は持つて居るのであります、其のカロリーたるや現在の食糧事情から言ひますれば、非常に少い程度をやつて居ります、従ひまして船員自體も非常に忍ぶべきものは忍んで居るのであります、給與が多少良くなり、労働條件が多少良くなると申しましても、船員自體の身になつて見ると相當不平もあるのでありますから、其の邊の所は勞資相共に忍ぶべきものは忍ぶべきものであるのぢやないかと考へるのであります、尙現在の状況で船が出来るか、斯う云ふ御尋であります、勿論現在新船を造りますことは原則として關係の筋から許されて居らないのであります、が今日客船であるとか、或は漁船であるとか、或はフェリー・ボートとか云ふやうな特殊船の許可は得られて居るのであります、が御承知の通り小型客船を最近許されまして、船主の希望を聞きまして、大變な希望があるのであります、我

が海運廢れず、大いに船主の意氣に私心傍かに喜んで居るやうな次第でありまして、トシ當り何萬圓掛る此の客船が、是は自營が許されると云ふ前提で希望を持つて居りますが、此の業者の熱意に私は喜んで居るやうな次第であります、貨物船はどうかと云ふと、是は自營體になつて居ない結果、船主の意欲もないと云ふことも申せませうが、もう一つ、餘りにも船價が上り、而も運賃が抑制されて居る結果採算が合はぬ、是が大きな原因であると思ひます、斯様な點を考慮致しまして、今回船舶公團法なるものを提案致しまして、さうして續行船の繼續並に不良船の改造をやり、又どうしても動きの取れないやうな船は、之を解體致しまして、さうして新しく優秀船を造る、斯様な計畫を進めて居るのであります、何れ其の法案が上程されます時に皆様の御審議を煩ふことと思ひますが、兎も角今聯合軍に於て許されて居る範圍に於きまして日本の船を充て居る範圍に於きまして日本の船を充て居る、改造し、出来るだけ優秀なものに置き換へるべく努力して居るやうな次第であります、尙最後に海員の今回給與の値上の問題であります、御承知の通り海員の給與は昨年一月に全面的改正を致しましたが、九月の争議の時には、五百圓以下の者に對しまして或程度の給與の値上をやつたのであります、五百圓以上には去年の一月其の儘を踏襲して居る、今回官吏の給與が全面的に改正されるやうになり、勿論此の海員もガバメント・エムプロイメントと云ふ制度に鑑みまして、官吏の給與と均衡を探りながら歩んで来て居つたのであります、官吏が約倍程度程度と云ふことに相成り

まして、海員にも其の程度の給與の値上をやると云ふことは、是亦當然なからうかと、斯様に考へて居るのであります、勿論此の豫算は計上はして居りませぬが、最近申勞委の斡旋の結果、一つの調停案が出来たやうであります、一つの調停案が出来たやうであります、大體の線は官吏の給與と均衡が取れて居るものならば、之を呑まざるを得ないのぢやないかと、斯様に考へて居ります、大藏當局に於きまして、大體の線と致しましては、之に對して同意を與へて居るやうな次第であります、○板谷順助君 私は昨日も運輸省の分科會で申上げました通り、現在の物價が、從來は紙幣が増發されて段々物が高くなる云ふ傾向があつたが、今はさうぢやない、物價が高くなつて、如前に日銀が通貨を引締める云つても自然増發をせざるを得ざるやうな現在の情勢である、そこで大藏大臣は、二十二年度の一般豫算の物價は十一月を基準とした、昨日聽いて見ると云ふと、運輸省では九月を基準とした、九月から現在を見たら物價は遙かに暴騰して居るから、豫算を細替しなければならぬと云ふ運命が早晩来る、そこで例へば今の船員の給料でも現在の物價では食へない、食へないからは何と言つても政府は出さなければならぬ、政府が出さなかつたら必ず問題が起る、或は第二、第三の問題が起るかも知れぬ、要するに今御話の通り労働者に對する或程度の待遇の改善、或は緩かな勤務に付ての方法を御探りになつても結構だ、併し日本の現状は是はなかなか容易ではない、それを私は申上げ、あなたは前途を大分樂觀した御話でありますけれども、さうは行きませ

ぬよ、例へば此の石炭の輸送に付ても、夜荷役でも何でもやつて、經營者も労働者も一體となつて出来るだけ早く復興に努力しなければならぬ、だから私にそれ等の點を考へて、田島議員の御話のやうに、二十五日と云ふものを法律で決めるのは甚だかぬと思ふ、だから國際労働條約のやうに二十一日以上、場合に依つて、情勢に依つて、之を十五日にしても二十日にしても宜いのではないか、それはどうもちよつと分らない、餘り労働者に對して現在の國情の認識をさせないで、或は新憲法云々と云ふことを仰つしやつたが、勿論總ての國民が勤勞に對する所の權利義務を有する、義務を忘れちやい、かぬ、又完全なる自覺心のない者は住民權を主張する權利があらう譯はない、そこで私は勞資協調の意味に於て、此の法案が審議會に掛けられた場合に於て、經營者側が反對して居つたに拘らず、労働者側の攻勢に依つて言ひまくられて是は決つたのだと、そこに缺陷があるから、だから出来るなら會期切迫の際で、議會へ出して貰ひたい、是は私の希望であります、是れ以上は議論になるから言ひませぬが、後に委員諸君も澤山御控へになつて居りますから、私は一旦保留して置きます、○政府委員(有田喜一君) ちよつと申上げて置きますが、船主側が壓迫されて、斯う云ふ御言葉でありました、が、決して議論する譯ではありませぬが、……、○板谷順助君 私はさう聞いて居るのだ、直接關係した者から……、○政府委員(有田喜一君) 先程申しましたやうに、労働者側は二箇月の有給

休暇を與へると云ふことを主張し、使用者側は労働條約の線で行かうと、斯う云ふことを主張し、そこを中立委員なんか色々を纏めて、其の審議會全體としましては二十五日と云ふ結論に達したのでございます、勿論使用者側の言ひ分は通りませぬでしたが、一方労働者側の言ひ分も此の案は通つて居ないのであります、もう一つ此の際申添へて置きますが、此の二十五日と云ふことは、兎に角一つの既得權になつて居りまして、是は實際問題として之を現在に於て變へることは困難であります、田島委員が、法律的にはもつと低く十二日と云ふ線でも宜いぢやないかと言はれることも御尤もであります、色々情勢を判断致しますと、此の二十五日と云ふものを十二日に落とすと云ふことは、實際問題として非常に困難であるのみならず、寧ろ逆効果が出来て、労働協約を結びます場合に、或は是が又一箇月とか二箇月とか云ふやうに延びることが多くなると、中立案の二十五日と云ふ裁定は其の當時として最も妥當な所ぢやないかと考へられましたことが一つと、もう一つは此の二十五日の線を守りましても、今の海員組合の行き方から申すれば、勞資相當協約の進んで居ることは、先程大臣が申した通りであります、其の空氣をうまくキャッチして、例へば同じ有給休暇を與へるにしまして、先程御話の例へば船の定期検査の時とか、或は修繕とか、さう云ふ時をうまく捉へて休暇を與へるならば、船主の方面に於ける影響も比較的少く済むのではないか、それが此の法律に依りますれば、勞資協議の上

此の有給休暇を與へる時を決めることに相成つて居りますが、此の邊でうまく收まる事が、結局船主經營の面に於きましても好い結果が来るんぢやないか、斯様に考へた次第でありませぬ、恐らく是で行きますと、有給休暇は二十五日と定まり、さうして其の與へる日が圓滿に使用者側の都合の好い時と云ふやうなことを労働者側も理解して行くんぢやなからうか、斯様に考へられる次第であります

○板谷順助君 私に保留して置きます、外の諸君の御質問を……

○田島正雄君 此の原案の條文の二三の點を、條文に即して御尋ね致したい事柄が若干ございますが、後程逐條審議にお入りになるのでありますか、それならばそれ迄保留して置きます

○委員長(伯爵後藤一藏君) 一應此の全體の質問が終りました後でさう云う風に致した方が宜いと思ひます

○田島正雄君 其の節各條文に即した御尋ねは其の節に譲ることに致します

○侯爵廣幡忠隆君 是はマンニングに關する規定はお作りになる御積りでですか

○政府委員(有田喜一君) 直接本法には出て居りませぬが、それは労働協約で決めたいと斯様に考へて居ります、尙船舶職員法の分野に於きましても、相當扱つて居るものがございます

○侯爵廣幡忠隆君 それからもう一つ伺ひたいのですが、日本の現在の船の、私は経験が古うございますが、定員は元は、外國の船から見ると非常に多かつたのでございますが、現在どうなつて居りますか

○政府委員(有田喜一君) 現在は大部分戦艦船であります、是は相當人間

は多いやうでございますが、併し在來の船に付きましたは、それ程多くはないのではないかと考へて居ります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 外に御質問はございませぬか、御質問がなければ逐條審議に入りたいと思ひますが、如何でありますか

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは逐條審議に入ります、便宜上是は第一章なら第一章と云ふ風にしてやつて行つたら如何かと思ひますが、如何でありますか第二章は第二章として……、それとも矢張り逐條でやつて行きませうか

○板谷順助君 章別におやりになつたら如何でありますか

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは各章毎に致したいと思ひます、第一章に付て何か……

○田島正雄君 是は單なる字句の末節でございますが、四條で給料と云ふのを、此の法律に於ては給料と云ふ言葉を定義して居りまして、六條に於ては「労働基準法第一條乃至第十一條、云云と斯うなつて居りまして、労働基準法十一條を見ますと、労働基準法に於ては、賃金と云ふ言葉を用ひ、その定義を此の十一條で下して居ります、此の二つの間に何か關係があるものでせうか、ちよつと考へますと船員法の四條で規定した以上は、基準法の十一條の規定を船員法に適用する必要がないやうに思ふのであります、之に付ては如何でありますか

○政府委員(大久保武雄君) 労働基準法の第九條等に賃金と云ふやうな文字が出て居りまして、其の精神を表すのと同一精神でありますから、十一條で出て居ります給與體系の問題であります

○村上恭一君 労働基準法と此の法律との關係に付きましたは、昨日質問を致しまして、主務大臣の御答辭を戴きました、元來労働基準法は此の船員に適用があるのかないのか、當然適用があるのであります、それならば此の第六條の労働基準法の適用と云ふ規定は要らない筈であります、従つて之を設けるのは、唯注意の爲に、念の爲に此の規定を置くかと云ふに過ぎないと思ひます、又労働基準法は當然に船員には適用がないと致しますれば、労働基準法の規定を茲に引いて來ますのは、適用ではなくして準用であるべきものとも思はれますが、即ち第六條に定むべきことは、労働基準法の適用であるのか、準用であるのか、此の適用と準用の區別、甚だ細かいことであるが、併し二つの法律の關係の本質に觸れる問題でありますから、此の機會に御尋ねして置きたいと思ひます

○政府委員(有田喜一君) 昨日も大臣から御答へ致しました如く、労働基準法は陸上労働者に對する立法でございます、此の船員法は海上労働者に對する立法でございますので兩者は並立の關係にございませぬ、従ひまして労働基準法の第六條を見ますと「第一條乃至第十一條、第百十七條乃至第百十九條及び第百二十一條の規定を除く外、この法律は、船員法による船員については、これを適用しない」と云ふことが労働基準法ではつきり明定されて居ります、従ひまして船員法に於

きましては労働基準法の労働憲章的規定は、船員法に於きまして其の儘之を適用するやうに態々第六條にそれを明定したやうな次第でございます、法律が相並立して居ります關係上、準用と云ふ言葉を避けまして、適用と致したやうな次第であります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第一章に付ての御質問はございませぬか、ございませぬければ第二章に移ります

○田島正雄君 昨日ですか資料を頂戴致しましたが、衆議院委員會に於ける附帯決議、第五項「航海安全保持のため船長の命令權は、飽くまで之を確保する必要あるに鑑み、船長の懲戒權は、獨立不羈のものたることを要す」と云ふことになつて居りますが、此の附帯決議に付て、第二章の此の船長の職務權限の規定を政府はどう云ふ風に御考へなつて居るのでありませうか、此の衆議院附帯決議との關係に於て……

○政府委員(大久保武雄君) 衆議院の附帯決議の事項は、次の第三章の紀律の問題と關聯がございませぬが、第二十四條に「船長は、海員を懲戒しようとするときは、三人以上の海員を立ち合せて本人及び關係人を取り調べた上、立會人の意見を聴かなければならぬ、斯う云ふ條文がございませぬ、そこで當時御質問に對しまして御答へ申上げて置きましたけれども、此の「立會人の意見を聴かなければならぬ」と云ふ字句は、是は必ず立會人の意見を船長が採入れなければならぬのか、斯う云ふ御質問がございました、處が此の字句はさうではございませぬので、船長が適當と認めた三人以上の海員に立會はせまして意見を述べさせ

ますけれども、其の船長の判斷が飽く迄船長の航海安全保持の獨自の意見に基いた判斷であると斯様な意味合から致しまして、其の誤解を解く爲に、其の點を附帯決議として明記されたのであります

○田島正雄君 左様でございますか、要するに船長の航海權は獨立不羈である譯でありますね

○政府委員(大久保武雄君) 左様でございます

○山地土佐太郎君 第二章第十四條の但書に但し、自己の指揮する船舶に急迫した危險があるときは、この限りでない、此の命令と云ふことはどう云ふ場合を考へますか

○政府委員(大久保武雄君) 其の命令の内容として考へて居りますのは、大分細かくなりますが、一應申上げて見ますと、遭難船舶の船長は遭難信號に應じた船舶の船長と協議した上適當なりと認めた船舶を選定して救助を要請する、それから又次のやうな場合は救助に赴かなくても宜しい、其の事例と致しましては、遭難信號を接受致したとしても、先程申しました、第一に救助の要請を受けない船舶の船長は、救助を要請された總ての船舶の船長から救助に行くと云ふ旨の通報を接受した場合、第二と致しまして遭難の所在に付て接受した船舶から救助の必要がないと云ふ旨の通報を受けました時、第三は無線電信に依り遭難信號を接受した場合に於きまして已むを得ない事由で救助に赴くことが出来ない時、又は特別の事情に依り救助に赴くことが適當でないか若しくは必要でないを認めました時、但し其の場合に於ては其の旨を遭難船舶の船長に通告しなければな

ますけれども、其の船長の判斷が飽く迄船長の航海安全保持の獨自の意見に基いた判斷であると斯様な意味合から致しまして、其の誤解を解く爲に、其の點を附帯決議として明記されたのであります

ますけれども、其の船長の判斷が飽く迄船長の航海安全保持の獨自の意見に基いた判斷であると斯様な意味合から致しまして、其の誤解を解く爲に、其の點を附帯決議として明記されたのであります

○田島正雄君 左様でございますか、要するに船長の航海權は獨立不羈である譯でありますね

○政府委員(大久保武雄君) 左様でございます

○山地土佐太郎君 第二章第十四條の但書に但し、自己の指揮する船舶に急迫した危險があるときは、この限りでない、此の命令と云ふことはどう云ふ場合を考へますか

○政府委員(大久保武雄君) 其の命令の内容として考へて居りますのは、大分細かくなりますが、一應申上げて見ますと、遭難船舶の船長は遭難信號に應じた船舶の船長と協議した上適當なりと認めた船舶を選定して救助を要請する、それから又次のやうな場合は救助に赴かなくても宜しい、其の事例と致しましては、遭難信號を接受致したとしても、先程申しました、第一に救助の要請を受けない船舶の船長は、救助を要請された總ての船舶の船長から救助に行くと云ふ旨の通報を接受した場合、第二と致しまして遭難の所在に付て接受した船舶から救助の必要がないと云ふ旨の通報を受けました時、第三は無線電信に依り遭難信號を接受した場合に於きまして已むを得ない事由で救助に赴くことが出来ない時、又は特別の事情に依り救助に赴くことが適當でないか若しくは必要でないを認めました時、但し其の場合に於ては其の旨を遭難船舶の船長に通告しなければな

ますけれども、其の船長の判斷が飽く迄船長の航海安全保持の獨自の意見に基いた判斷であると斯様な意味合から致しまして、其の誤解を解く爲に、其の點を附帯決議として明記されたのであります

らぬ、斯う云ふことを規定して居ります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 如何でせう、第三章に入つて宜しうございませう、それや第三章に付て御質疑願ひます

○田島正雄君 第三章第三十條争議行為の制限規定であります、是は現行船員法の規定に比べて違つて来て居るの、確か現行船員法には二十四時間ですか、豫告云々と云ふことがあつたやうであります、さう云ふことが全然之に現れて居りませぬ、それは労働關係調整法八條と三十七條、それに依つて海運業は公益事業であると認め、従つて労働法三十七條の規定が適用される、それであるが故に船員法三十三條では其の點には觸れなかつた、斯様に解釋して宜しうございませうか

○政府委員(有田喜一君) 左様でございます

○田島正雄君 争議行為に依り進行若しくは船舶の危険が及ぶやうな時、是は現行法でも同じやうな言ひ方をして居るやうであります、是は必ずしも航海中のみでなく、碇泊中に於ても、假に争議に依つて船員が全部船を去ると云ふ風な場合或は船舶に危険が生ずると云ふ場合には争議行為は制限される、斯様に了解して宜いのでございませうか

○政府委員(有田喜一君) 御説の通り碇泊中に於きましても、船員が全部下船して船舶が或は風水害に依つて岩壁等に打つて衝突する、破壊すると云ふやうな慮がありました時は、左様な場合には争議行為は出来ない、斯様に解釋して居ります

○田島正雄君 そこで人命若しくは船舶に危険が及ぶやうな状態であるか否かと云ふことを判断し、決定するのは誰がやるのでありますか

○政府委員(有田喜一君) それは客觀状勢に依つて決まる次第であります、恐らく船長はそれを最も判断し得る人間と考へて居ります

○田島正雄君 船長が判断するのですか、さうなりますと、同じ第三章の二十一條に「海員は、左の事項を守らなければならない」と、此處に「船長の指定する時までに船舶に乗り込むこと。」と規定されて居りますが、是は詰り争議の場合に、争議手段としての船員が船を去り、或は船に乗つて來ないこと云ふ場合に、其の間に船長と云ふ者が存在して、どう云ふ風な關係と考へたら宜いのでありますか

○政府委員(大久保武雄君) 船長は航海の安全に關しましては公法上の責任を持つて居る譯であります、苟くも船の安全に關する場合に於きましては、船長の命令と云ふものは絶対だと斯様に考へて居ります

○田島正雄君 従つて言ひ換へれば争議行為が船舶に危険を及すと船長が判断した場合に、船長の職權を以て船員の下船を差止めることが出来る、斯う云ふことでありますか

○政府委員(大久保武雄君) 御説の通りと考へて居ります

○田島正雄君 ところで此の船長と云ふ者は抑、法律第一條で以て、船員と云ふのは「船長及び海員並びに豫備員をいふ」、斯うあつて船長は船員の一員として船員法の適用を受けて居る、併し今の仰せのやうな場合もあれば、其の外に色々條文に依つてありますが、

或場合には船長は他の海員とは違つた立場、或は言ひ換へれば、船舶の所有者の代理者と云ふやうな立場にある場合が屢々出て來ると思ふのであります、さう云ふことに關しては、船長と云ふ者の性格をどう云ふ風に御考になつて居るのでありますやうか

○政府委員(大久保武雄君) 船長の性格は三つの性格があると思ひます、其の1つは航海の安全の保持と言つたやうな公法的な船長の地位である、第二は今回の船員法に於きまして、只今田島委員の御話の通り、船長も船員として労働保護を受ける、労働保護上の地位、斯う云ふ風に、第三の點は是は商法の關係になつて居りますが、船舶所有者の代理としての司法上の地位、斯様に考へまして船長の現在に於ける特異なる地位を認めて居るのであります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第三章に付て外に御質問はございませぬか、ございませぬければ第四章に入ります、第四章に付ての御質疑はございませぬか

○田島正雄君 「第三十二條船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、船員に對して給料、労働時間その他の労働條件を明示しなければならぬ」と此の場合の雇入契約と云ふものは、何か他の方に規定があつたと思ふのですが、實際問題としては、船長が雇入契約をやるのですね、船主の代理としてでありませうか、そこで其の乗組員に付ては是で分るのでありますが、さうでなく豫備員、是は船長のやつて居る所謂雇入契約と云ふものには入らない、さうして船主との間に雇入關係が成立するのでありますやうか、さう云ふ場合に於ても當然

本法第二條に於て豫備員は船員の一人に加へられると規定されて居る以上、當然此の船員法の保護を受ける、併しながら第三十二條に依る雇入契約の締結に際し、給料労働時間云々と斯うあつて、其處の所が明瞭を缺いて居るやうに思ひます、此の第三十二條の雇入契約と云ふのは他の條文に出て居る雇入契約と違ふ意味でございませうか

○政府委員(大久保武雄君) 御説の豫備員に對する場合に於きましては、三十二條だけでは明瞭でございませぬが、後程第十三章雜則の第百八十八條に豫備員の場合に於きましては、雇入契約でなく、雇入契約になる譯でございませぬ、其の雇入契約を船主と致しまして、其の雇入契約を船主と致しまして、雇入契約の明示の規定は之を準用すると云ふことに致して居ります、御了承願ひます

○田島正雄君 分りました

○村上恭一君 ちよつと前々に戻りますが、此の「紀律の所ですが、船長の海員に對する懲戒のことは、此の法律に規定してあります、此の船員に對する國家の懲戒、海員懲戒法と云ひましたか別に法律があります、あの懲戒はどうなるのですか、あれは矢張り行はれることと思ひますが、あの法律と此の法律との關係はどうなるのですか、詰りさう云ふ國家の懲戒の基準が此の法律に規定しなくても宜いのでせうか

○政府委員(大久保武雄君) 此の法律は航海の安全、船内紀律の立場から探上げて、此の海員全體に對する船長の懲戒義務を規定して居る譯であります、海員懲戒法の方は海面上に從事して居ります所の船舶職員に對して之を適用する、尙又懲戒する手續等に於ても相異なるものがございませぬ、そこで兩者をそれ／＼目的及び手續を異にして居ります、或は同一の行為で兩方の適用を受けること云ふことが成立するものだと思ひます

○村上恭一君 それから此の雇入契約のこととございませぬが、此の雇入契約に付きまして、此の法律に於て海員の性質に鑑みて、特別の規定のあることは當然と思ひますが、雇入契約の本質は民法上の雇傭であるかどうかと云ふことを伺ひたいのですが、それと言ひますのは、雇入契約が若し本質上民法に於ける雇傭であるとしたら、雇入契約に關しては、民法に特別の規定のない事項に付ては、民法の雇傭に關する規定を適用すると云ふことにならざると思ひますが、その關係を御教示を願ひたいと思ひます

○政府委員(大久保武雄君) 雇入契約は乗船の際の意思の合致でございまして、船員が乗船労働關係に入る關係に於ける所の雇傭契約であると、斯様に考へて居ります、そこで包括的な雇傭契約が乗船と同時に雇入契約に變形したものである、斯様に考へられる譯でございまして、まあ形式的には廣義の雇傭契約である、實質的には一般の雇傭契約の要素と乗船労働關係の要素を合せて持つて居ると、斯様に考へて居る譯であります、そこで乗船の際にはどう致しまして、一般的の雇傭契約の外に、どう云ふ船に自分が乗るか、或はどう云ふ航路で乗るか、或は職務、報酬或は船長は誰か、期々云ふ海上労働の特殊性から之を更に確認する必要がある、斯様に考へまして、雇入契約の成立を考へた譯でございませぬ

○政府委員(大久保武雄君) 此の法律は航海の安全、船内紀律の立場から探上げて、此の海員全體に對する船長の懲戒義務を規定して居る譯であります、海員懲戒法の方は海面上に從事して居ります所の船舶職員に對して之を適用する、尙又懲戒する手續等に於ても相異なるものがございませぬ、そこで兩者をそれ／＼目的及び手續を異にして居ります、或は同一の行為で兩方の適用を受けること云ふことが成立するものだと思ひます

○村上恭一君 それから此の雇入契約のこととございませぬが、此の雇入契約に付きまして、此の法律に於て海員の性質に鑑みて、特別の規定のあることは當然と思ひますが、雇入契約の本質は民法上の雇傭であるかどうかと云ふことを伺ひたいのですが、それと言ひますのは、雇入契約が若し本質上民法に於ける雇傭であるとしたら、雇入契約に關しては、民法に特別の規定のない事項に付ては、民法の雇傭に關する規定を適用すると云ふことにならざると思ひますが、その關係を御教示を願ひたいと思ひます

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第四章に付ての御質疑はございませぬでせうか、ございませぬければ第五章に入りませぬ

○朽木嘉郎君 此の五十三條の終ひの所の報酬の所に「毎月一回以上」と謳つてありますが、二回三回とやらなければいけないと云ふ御考ですか

○政府委員(大久保武雄君) 是は特別の場合を想定した譯でございませぬが、普通月一回と斯様に考へて居りますが、尙又労働協約等でそれ以上の必要があれば兎も角と考へて居ります、原則として月一回と斯様に考へて居ります

○田島正雄君 五十九條に「労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。）」と云ふのが出て居りますが、何れ後に百何條か此の船員労働委員会の規定は出て来るやうであります

○政府委員(大久保武雄君) 是は特別の場合を想定した譯でございませぬが、普通月一回と斯様に考へて居りますが、尙又労働協約等でそれ以上の必要があれば兎も角と考へて居ります、原則として月一回と斯様に考へて居ります

○田島正雄君 五十九條に「労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。）」と云ふのが出て居りますが、何れ後に百何條か此の船員労働委員会の規定は出て来るやうであります

云ふ規定が出来る、是は要するに船員労働に關する限りは労働組合法に依つて労働委員会を作つて、是が單一の委員会として總ての事務を船員に關する限りは此處で審議をする、斯う云ふことですか

○政府委員(大久保武雄君) さうでございませぬ

○田島正雄君 今の五十九條の第二項であります、船舶所有者は前項の規定に依り最低額が定められた場合に、命令の定める場合を除いて其の額に達しない額の給料其の他の報酬で船員を使用してはいかぬ、斯うなつて居りますが、此の命令の定める場合と云ふのはどう云ふ場合を豫想されるのでありますか

○政府委員(大久保武雄君) 此の場合を考へて居ります

○田島正雄君 労働基準法でも三十一條に於て、最低賃金が定められた場合の規定、之に類似した規定があります、同時にそれは「但し、左の場合においては、この限りでない」と云ふことをはつきり此の法律の中で、一、二、三の條項を考へて居るのですが、船員に付ては斯う云ふ除外規定を設ける必要はないと云ふ御考でせうか

る、斯う云ふことですか

○政府委員(大久保武雄君) さうです

○委員長(伯爵後藤一藏君) 如何でせうか、外に御質疑はございませぬでせうか、ございませぬければ午前は此の程度で打ち切ります、午後から續いて開會致したいと思ひます、午後二時から開會致します

午後二時三十分開會

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは只今から午前に引續きまして委員会を開催致します、第六章の「労働時間、休日及び定員」の方から始めます

○田島正雄君 六十九條に「必要な海員の定員を定めて」と云ふ書き方になつて居りますが、是は船舶所有者が定めると云ふ意味に取られるのであります、さう解して宜いのでせうか

○政府委員(大久保武雄君) 御説の通りであります

に支配されると云ふことになる、總て今の御説のやうな方法で決つて行くべきだと斯う考へて宜いのであります

○政府委員(大久保武雄君) 其の通りでございませぬ

○田島正雄君 此の七十一條の規定で、甚だ諄いやうですが、相當重要な事柄と思ひますから、改めて御尋ねし置きたいのですが、所謂此の海上労働條約の基準と比べて違ふ云々と云ふ問題は、昨日來偶々有給休暇が例に採られて主としてそれが議論され、本日午前中も其の問題が出て、色々當局の御説明も承つた譯であります、此の七十一條の規定も同様な意味合に於て、國際海上労働條約の基準と何が故に違はなければならぬかと云ふことが相當大きな問題として注目されて居る譯なんで、それに付て一つ御説明を願ひたい

○政府委員(大久保武雄君) 本條で適用範圍を決めました理由と致しましては、現在の日本の船舶が非常に限定せられて居る、斯様な關係から此の程度の船舶に適用致しませぬと、労働時間制を設けましたも殆ど適用船舶がない、斯様に考へまして労働條約よりも聊か範圍を擴張したのであります、尙又労働基準法の特別の場合を除きましては殆ど全陸上労働者に八時間制を適用することに相成つて居ります、それと海上労働との權衡を取ります上から申しましても、海上労働者には此の程度の労働時間制を適用させたい、斯う云ふ意味から擴張致しました譯であります

○侯爵廣幡忠隆君 八十二條の此の百人以上云々と云ふのは、適任證書を持つて居る水夫ですか

○政府委員(大久保武雄君) 八十二條のは適任證書を持つて居る者であります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第六章に付ては外に御質問ございませぬか

○田島正雄君 七十一條の今の政府委員の御答は一應了承致しましたが、之に付ては相當まだ議論の餘地があるやうであります、是以上議論に互ることは控へまして、一應只今の御説明を承つたことにして私の質問を打ち切つて置きます

○政府委員(大久保武雄君) 此の場合には個々の船員との協議に相成ります

○田島正雄君 個々の船員ですか、分りました

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第七章の御質問がございませぬければ、第八章、食料及び衛生の點に付て、それでは第八章に移ります、年少船員及び女子船

○田島正雄君 七十五條はもう今朝來議論を盡されたやうに思ひます、是以上觸れることを控へますが、七十七條で有給休暇を與ふべき時期及び港に付ては、船舶所有者と船員との兩者の協議に依つて、有給休暇を如何なる時期或は上陸の時にするかと云ふことが決まると斯う解釋されますが、此の場合船舶所有者の協議の相手方たる船員と云ふのは、個々の船員を意味するものであるか、或は海員組合の如き船員の労働團體との團體交渉と云ふ意味合になるのでせうか、其の點を一つ御説明を伺ひたい

○政府委員(大久保武雄君) 此の場合には個々の船員との協議に相成ります

○田島正雄君 個々の船員ですか、分りました



員

○朽木嘉郎君 此の八十五條の年齢十八年未満と云ふのは數へ年で、それとも満ですか

○政府委員(大久保武雄君) 是は満で行きます

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第九章はございませぬでせうか、先に進んで宜しうございませぬか、それは第十章災害補償

○田島正雄君 八十九條第二項の規定は職務以外の負傷疾病の場合のことでありますが、労働基準法に於ては之に該當するものはないやうであります、即ち職業上の疾病に於てのみ使用者が負擔して居る、處が本法に於ては斯様な規定が設けられましたのは、所謂海上労働の特殊性に鑑みて尤ものこととありますが、此處に「雇入契約存続中」と云ふことは勿論豫備員に付ては適用がない、豫備員の職務外の負傷に付ては船舶所有者の負擔にならないと斯様に思ひます、斯様に解釋して宜しうございませぬか、もう一つは雇入契約存続中であれば、必ずしも船中であつても、碇泊中に上陸して、例へば自動車に轢かれたと云ふやうな、是は雇入契約中の職務外負傷で、必ずしも故意又は重大な過失でもないと云ふ風に解釋されますが、さう解釋して宜しうございませぬか

○政府委員(大久保武雄君) 一番初に御尋の豫備員の場合も含んで居りませぬ、それから次は自動車等で負傷しましたやうな場合でございますが、矢張り職務外で負傷致しましては是は適用があると、斯様に考へます

○田島正雄君 故意又は重大な過失でない限りは、船外でもさう云ふやうな

事故があれば負擔する、斯う云ふことですか

○政府委員(大久保武雄君) 左様でございます

○田島正雄君 續いて關聯質問を續けて宜しうございませぬか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 宜しうございませぬ

○田島正雄君 九十一條「命令の定める報酬(以下標準報酬という。)、是の(一)意味を御説明願ひたい、(二)概要を申上げますと、報酬月額に基きまして、幾つかの段階に分けて標準報酬を定めたいと思ひます、報酬月額の範囲は給料、乗船手当、機關部員手当、輸送船手當などを稱して居りますが、給與形態の變更に依りまして、實情に應じて決定して行きたいと考へて居る次第であります、尙標準報酬は最終標準報酬と斯様に考へて居ります、尙歩合制の場合に於きましては特別の規定を設けて、一定の報酬の月額を定める、斯様なことに相成つて居る次第であります

○田島正雄君 それはさうすると命令に依つて、基準的な報酬と云ふものが決められると云ふことになる譯ですか

○政府委員(大久保武雄君) 標準報酬と申しますのは、例へば百二十圓、百五十圓、百八十圓と相當な段階を設けるのであります、實際の船員の給料は百二十五圓とか或は百五十五圓とか云ふものであります、それは標準の段階の方に引付けまして百二十圓なり百五十圓を標準報酬とする、さう云ふことを標準報酬と申します

○田島正雄君 今ちよつと其の條文が見當らないのですが、最低賃金或は最

低給料を決める……ありました、五十九條、「行政官廳は、必要がある」と認めるときは、命令の定めるところにより、労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。)の議を経て、給料その他の報酬の最低額を定めることができる。之に依つて今の標準報酬と云ふことも決つて来る譯でありますか

○政府委員(有田喜一君) 五十九條は最低報酬でありまして、今の御尋の點は九十一條でありまして、それは自ら違ふことになつて居ります

○田島正雄君 只今朽木委員から御尋がございましたが、私の質問を繼續して宜しうございませぬか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 宜しうございませぬ

○田島正雄君 九十一條の續きですが、第二項ですか、負傷又は疾病が癒つた後後手當を拂ふ、其の後手當を何時迄拂ふかと云ふことが是ではつきり分らぬのですが、是はどう云ふのでありませうか

○政府委員(大久保武雄君) 是は癒りました際に一回だけ拂ふ譯であります

○田島正雄君 一回だけですか、成程……、それは分りました、それから九十二條「船員の職務上の負傷又は疾病がなつた場合において、なおその船員の身體に障害が存するときは」云々の「手當を支拂はなければならぬ」と、此の別表と云ふのは最後に出て居ります、第一級から第十四級迄、之を意味すると思ひますが、一級から十級迄はどう云ふ風な基準に依つて實際に適用されるものでありませうか

○政府委員(大久保武雄君) 額は現在の額を若干引上げて居りますが、程度

は障害の、例へば兩足がないとか兩腕がないとか片腕がないとか、さう云ふやうな段階に分けて、各級に手當を付けて居ります

○田島正雄君 此の別表には片足とか片腕とか云ふことは明記してございませぬが、それは別に表示されるのですか

○政府委員(大久保武雄君) 命令で定めることに致して居ります

○田島正雄君 次に第九十五條ですが、之に依りますと、「船員保険法による保険給付又は命令で指定する法令に基いて」云々、仍て「災害補償の責を免れる。」、是は船員保険法の問題に關聯するのであります、是は此の前の本法の各條項に依つて規定された船舶所有者の補償義務を此の船員保険が代つて負擔すると云ふ點に相當重要な關聯を持つて居ると考へますが、現行の船員保険法に付ては、種々不備、或は實際に適用して居ない點があるので、其の改正の必要が豫て各方面に唱へられ、又當局に於ても改正の御意思があるやうに承知をして居るのであります、其の船員保険法の改正が現在政府に於て如何なる程度に準備が進められて居るのか、之を實は承りたいのであります、此の問題に付ての主務省の政府委員が御出席でなければ其の御答は暫く後に致しまして、兎に角此の十章の中の關聯質問として之を御願ひ致して置きたいのであります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 厚生省の岩瀬事務官が来ておいでになりますから……

○田島正雄君 さうですか、それでは一つ御説明を御願ひ致します

○政府委員(岩瀬一君) 御答へ申上

げます、船員法の改正に伴ひまして、只今御審議中の第十章、災害補償の規定に設けて居ります、船舶所有者の責任を船員保険法に於きまして全部之をカバー致したい、斯様に考へまして、其の線に沿ひまして、例へば船員保険法の中の、傷病手當金でありますとか、或は療養の給付の諸點でありますとか、乃至は障害手當に付きましての給付の基準になります報酬の額でありますとか、さう云つた諸點に付きまして段々と今検討を進めて居ります、大體私共の關係での準備は出來上つたのであります、關係方面との接衝に於きまして多少手間取りまして、實は此の議會にはちよつと間に合ひ兼ねるのではなからうかと、斯様に考へて居りますが、次の議會なりに出來るだけ早く之を提出致したい、此の改正に依りまして、船員法の船舶所有者の補償責任の義務を完全にカバーしたい、斯様に考へて居ります、尙此の船員法の改正法案の附則の方にあります、大體災害補償の施行期日は命令で別に之を定めると云ふやうなことになつて居るやうであります、第十章の規定と、それからそれをカバーすべき船員保険の方の施行期日は合せて參りたい、實は斯様に考へて居ります

○田島正雄君 尙此の船員保険に關しまして御尋して置きたいと思ひますのは、要するに此の船員法を改正し之を施行する上に於て、船員保険の運用と云ふことが不可分の關係に置かれま

するの、船員保険に關する事務を船員行政を主管する官廳が纏めてやるのが宜いのではないかと云ふ此の考へ方で

す、是は實は衆議院の委員會に於て本

案が採決されます際の附帯決議の中にも同様なことが掲げられて居ります。之に付て政府の御考はどうか云ふことに相成つて居りませうか、此の機會に伺ふことが出来れば幸せであります。

○政府委員(岩瀬繁一君) 御答へ申します、厚生省と致しましては從來から船員保険も他の健康保険乃至は厚生年金保険、斯う云つた一連の所謂社會保險體系の一つの保險システムである、さうして社會保險の體系全部を同じ所で行政の責に當つて行く、斯う云ふことが各保險システムの間の連絡もよく出来まるとし、統一的に運営もされ行く、其の方が望ましいのではないかと、斯様な考へ方で實は來て參つて居ります、先の般員法の改正法案に付きましての衆議院の附帯決議の趣旨もあることでもありますし、尙内部で検討は致して見たいと思つて居ります。

○政府委員(大久保武雄君) 今の田島委員の御尋に關聯致しまして、般員行政の面から申しますと、災害補償の規定が元で、之を裏打するのが船員保險の仕事でございます、勞働關係の勞働保險に關聯したものは是は船員行政と非常に密接な關係がございます、此の點に付きましては尙關係省とも十分協議致しまして、最も適當なる措置を講じた、斯様に考へて居ります。

○田島正雄君 兩省の御考は只今の御答辭で了承致しました、私の質問は是で終ります。

○末木嘉郎君 八十九條に船主と船員の間に「故意又は重大な過失」云々とありますが、此の點で船主は故意又は重大過失であると言ふ、般員はさうでないと言ふ、さう云ふ争が起きた時には矢張り普通の訴訟に依つて解決するの

ですか。○政府委員(大久保武雄君) 九十六條に審査及び仲裁の規定がございます、此の災害補償に關する諸般の紛議に關する解決を致すやうに致して居る次第であります。

○渡部信君 只今の八十九條第二項の、私全く素人ではありますが、船員と云ふのは、豫備員は含まないと言ふさつき御話でございましたが、此の法律の第一條では豫備員は船員に入つて居るのですが、どうして含まないと云ふ解釋が起るのですか。

○政府委員(大久保武雄君) 第二項の場合には、雇入契約存続中のごときで、雇入契約は乗船を前提と致して居りますから、豫備員は乗船して居りませぬので含まない、斯様に解釋して居ります。

○渡部信君 第二條には豫備員と云ふのは船員に乗込む爲に雇はれて居る者で船内で使用されて居ない者、斯うありますが、さう云ふ船員に乗込む爲に雇はれて居る者は、第一條で船員となつて居るのですか、實際問題として起り得るのぢやないかと思ひますが……

○政府委員(大久保武雄君) 豫備員は船員に乗込む爲に雇はれて居りますけれどもまだ雇入契約は成立して居らない、雇入契約は船主との間に成立して居るけれども雇入契約はまだ成立して居ない、第八十九條の場合は雇入契約存続中とございますので、是は乗船して居る船員を對象と致して居ります。

○委員長(伯爵後藤一藏君) 第十章に付て御質問は外にございませぬか、ございませぬければ第十一章に付ての御規則に移ります、第十一章に付ての御

質問はどうか、ございませぬければ第十二章監督に移ります。

○田島正雄君 第一百條及び第一百二條の行政官廳と云ふ言葉は、私は昨日日本會議で大臣の御答を伺ひましたが、是は中央に於ては運輸省、或は地方に於ては海運局と云ふやうな意味に解して宜しうございませぬか、第百五條の主務大臣とありますのを同じく運輸大臣と解釋して宜しいのでありませうか、其の邊を御伺したいと思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 行政官廳は海軍官廳であります、御説の通りであります、第百五條の主務大臣も矢張り最は海軍官廳の主務大臣である運輸大臣であります。

○田島正雄君 其の百五條に「主務大臣は、所部の職員の中から船員勞務官を命じ、この法律及び勞働基準法の施行に關する事項を掌らせらる。」とありますが、是は百一條及び百二條の規定に依る本法及び勞働基準法の運用をするのは船員勞務官と云ふ特殊の官吏が主務大臣に依つて任命されて、其の官が之を掌るのだ、斯う云ふ意味でせうか、換言すれば、例へば地方に於ては現在の海運局長は同時に改めて船員勞務官と云ふ官職を帯びると云ふ形になるのでせうか、其の邊の取扱に付て政府の御考を承りたいと思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 船員勞務官は行政官廳とは別個の存在をなして居りまして、それ、行政官廳、船員勞務官、それ、の職務及び權限を以て行爲をする、斯う云ふやうなことに相成つて居ります。

○田島正雄君 只今の御答に依りますと、船員勞務官と云ふものは中央に於ては、例へば船員局長、地方に於ては

海運局長とは別個の人格がそれに當ると云ふ譯でありますか。

○政府委員(大久保武雄君) 別個の人格でありますけれども、實際上は補職を致します際に、例へば地方の海員局であれば船員課長、或は勞政課長であるとか、或は船員關係の擔當官を補職を致します、其の間に於て行政官廳と船員勞務官との有機的な連絡があります、斯様に解釋して居ります。

○田島正雄君 分りました。

○委員長(伯爵後藤一藏君) 他に十二章に付ての御質問はございませぬか、それでは第十三章雜則に移ります。

○田島正雄君 百十四條の意味はちよつとはつきり分りませぬのですが、御説明を願ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 「船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当又は傷病手当のうち、その二以上をともに支拂うべき期間については、いずれか一の多額のものを支拂うを以て足りる。」是は例を採つて御説明致しますと、例へば船舶が沈没致しました爲に雇止になりましたやうな場合であります。此の場合に於きまして、送還されると云ふ際の失業手当と送還手当が此の場合には重複を致します、其の場合に於きましては、其の何れか一つの多額のものを支拂へば宜しい、一方だけ支拂へば宜しい、斯う云ふ譯であります、或は船舶の沈没の爲に負傷した者が雇止になりましたやうな場合に、傷病手当を貰ふと同時に失業手当も貰ふ、此の場合に於きましては、何れか多額のものを一方だけ支拂へば宜しい、斯う云ふやうな解釋であります。

○田島正雄君 讀んで行くと、今の御

説明のやうな意味に取れるのであります、是は船舶所有者の負擔は輕くなる譯ですが、色々の斯う云ふ變つた手當よつと筋が通りにくいやうな氣がするのですが、それで宜しいのですか。

○政府委員(大久保武雄君) 是等の諸手當は船員の其の月の生活の保障をする、斯う云ふ精神に出て居りますので、敢て此の點は重複の必要はない、斯う云ふ見解の下に政府としては考へて居ります。

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは第十三章は是で宜しうございませぬか、他に御質問はございませぬれば、第十四章罰則に入りませぬか、第十四章に付ては御質問ございませぬか、ございませぬければ、附則に移ります。

○田島正雄君 附則の百四十二條、戰時標準型の船舶に關する除外規定であります、是は船舶所有者の申請に依るのでなくして、行政官廳が一方的に勞働委員會の議を経て指定すると云ふことでもありますか、如何でせうか。

○政府委員(大久保武雄君) 行政官廳が認めて勞働委員會に付議する譯でございませぬけれども、實際上の運用と致しましては、船舶所有者と十分御連絡を取つてやつて行く、斯様に考へて居ります。

○田島正雄君 分りました。

○委員長(伯爵後藤一藏君) 他に御質問はございませぬのでせうか、御質疑がございませぬければ、今日は此の程度に致したいと思ひます、速記を止め……

(速記中止)

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を始

……

めて、明日は午後一時半から開會致し  
ます、本日は是で散會致します

午後三時十九分散會

出席者左の如し

委員長 伯爵後藤 一藏君  
副委員長 男爵伊藤 一郎君  
委員

侯爵廣幡 忠隆君  
子爵實吉 純郎君  
子爵七條 光明君

村上 恭一君  
渡部 信君

霜山 精一君  
男爵小原謙太郎君  
男爵前島勘一郎君

板谷 順助君  
田島 正雄君  
山地土佐太郎君  
朽木 嘉郎君

國務大臣

運輸大臣 増田甲子七君

政府委員

厚生事務官 岩瀬 繁一君  
運輸事務官 佐藤 榮作君  
同、 有田 喜一君  
同、 秋山 龍君  
同、 大久保武雄君

昭和二十二年五月十三日印刷

昭和二十二年五月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局